

定期検査のしおり



大阪府計量検定所 検査課

大東市新田本町11-37

072-872-7877

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiryoy/index.html>

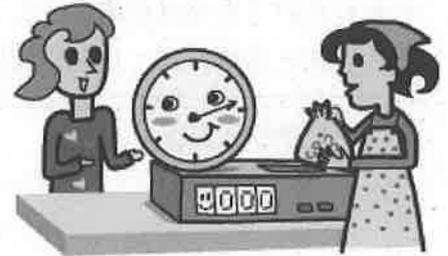
計量法では、取引や証明に「はかり」を使う場合、いろいろな決まりが定められています。

これらの決まりを守り、正しい取引・証明を行ってください。

取引・証明とは

≫ 「はかり」を使った取引の例

- ・商品量を量って販売する場合
- ・宅配便の料金を量って決める場合
- ・病院、薬局等で薬を調剤する場合



≫ 「はかり」を使った証明の例

- ・学校、幼稚園、病院等で体重を量って健康診断票等にし報告する場合

「はかり」についての制度

≫ 検定について

検定とは、取引・証明に使う「はかり」について、構造が法で定められた技術基準に適合していることと、器差（誤差）が公差内にあることを検査することをいいます。

検定は、都道府県の検定所や指定を受けた製造事業者が実施します。検定に合格した「はかり」には検定証印等と検定を行った年月が付けられます。

行政機関の検定に合格したもの



30.1（又は2018.1）

検定証印

指定製造事業者の検査に合格したもの



30.1（又は2018.1）

基準適合証印

≫ 定期検査について

取引・証明に「はかり」を使用している場合は、検定に合格した「はかり」であっても、正確性を維持するため、2年に1回、定期的に検査を受ける義務があります。（計量法第19条）これに違反すると50万円以下の罰金が科せられます。（計量法第173条）

この定期検査は、地域ごとに決められた検査会場で計量行政機関から指定を受けた指定定期検査機関（大阪府は、一般社団法人大阪府計量協会を指定定期検査機関に指定）が実施します。合格した「はかり」には合格証が貼り付けられ、申請すれば合格証明書も発行されます。



定期検査合格ラベル

合格した年月が記載されています。



定期検査済ラベル

》 所在場所検査について

定期検査を受けなければならない「はかり」で、移動が不可能な大型はかりなどは、その「はかり」の所在する場所で検査を受けることができます。

》 代検査について

代検査とは、指定された検査会場に「はかり」を持参できない場合、「はかり」を使用している事業所に計量士（国家資格）が出向いて検査を行う制度です。合格した「はかり」には合格証が貼り付けられ、合格証明書が発行されます。

代検査を受ければ、定期検査は免除されます。

代検査のメリット

- ・ 検査会場まで「はかり」を運搬する手間が省け、運搬による破損が防げます。
- ・ 「はかり」の正しい使い方等の指導が受けられます。
- ・ 計量士と受検日を調整すれば希望の日に検査を受けることが可能です。

》 取引・証明に使えない「はかり」

- ・ 検定証印等の無い「はかり」
- ・ 定期検査を受けていない「はかり」
- ・ 定期検査で不合格になった「はかり」
- ・ 家庭用計量器
(ヘルスマーター、ベビースケール、キッチンスケール)



》 定期検査免除（新品）について（平成29年10月に政令改正されました）

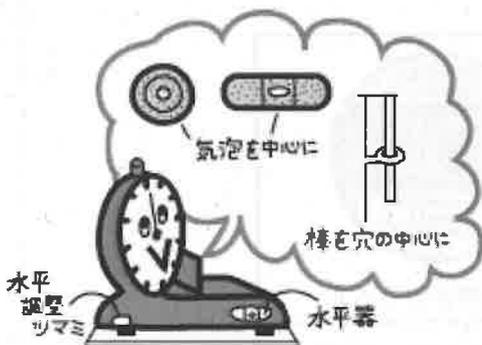
検定証印  2021. 7

基準適合証印  2021. 7

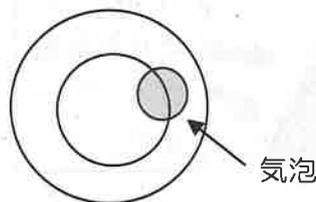
検定等を行った年月表示の翌月1日から1年を経過していない「はかり」については、定期検査が免除されます。

はかりが水平でなければ正しく計量できません。

「正しい計量は正しいはかりから！」 最初は正しく水平を合わせていても、日々の計量作業で少しずつ移動して水平が合わなくなっていたり、レイアウトの変更で水平が取れていなかったりしています。はかりに付いている水平器を見ながら水平調整ツマミを調整して、水平を合わせましょう。水平調整ツマミのないはかりは、脚の下に板などの硬い物を敷いて調整しましょう。



傾いた状態の水平器



水平な状態の水平器

